

## 「人事極秘・特殊部落地名総鑑」にかかる 総理府総務長官談話

〔昭和 50 年 12 月 12 日〕

同和問題は、日本国憲法に保障された基本的人権にかかわる問題であり、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題である。したがって、早急にその解決を図ることは、国及び地方公共団体の責務であり、同時に国民的課題であるといわなければならない。

政府は同和問題の解決のため、とくに、昭和 44 年以降、同和対策事業特別措置法及び同和対策長期計画を柱として、同和対策事業の推進を図ってきたところである。しかるに、今般「人事極秘・特殊部落地名総鑑」という同和地区住民の就職の機会均等に影響を及ぼし、その他さまざまの差別を招来し助長する悪質な差別文書が発行され、一部企業においてそれが購入されたという事件が発生したことは、まことに遺憾なことであり、極めて憤りにたえない。本件処理については、この冊子の回収焼却等の措置がとられつつあるが、さらに、この問題について、近く関係各省庁合同で地方公共団体に対し通達を行うとともに雇用主たる企業団体に対して、要望を行う予定となっている。

総理府としては、同和問題の真の解決は、国民各位のこの問題に対する深い理解と協力なくしてはあり得ないという認識に立って、啓発活動を行っているところであるが、今後は、さらにこれらの活動の強化を図るとともに、関係各省庁と協力して同和対策事業の一層の推進に努めて参る決意である。